

令和6年度

業務名 令和6年度ステップアップ型みなと緑地 PPP

導入可能性調査業務

特記仕様書

令和6年9月

那覇港管理組合
企画建設部計画建設課

1 業務目的

那覇港管理組合では、民間事業者から多様なアイデア、相談を聞き、事業・案件創出の参考とすることを目的とした「公民連携窓口」を設置した。また、「みなと緑地 PPP」の導入に向けた条件等を検討していくことを目的に、民間事業者にみなと緑地を暫定的に利用してもらう「みなと緑地トライアルサウンディング」を実施しているところである。

本業務は、上記取り組みなどの検証を行い、那覇港内全域の緑地等において「みなと緑地 PPP」の導入可能性の調査・検討を行うことを目的としたものである。

2 履行期限

契約締結日の翌日から令和7年3月7日までとする。

3 業務内容

3-1 総則

本仕様書に定めのない事項については、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」及び沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」並びに「建築設計業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

3-2 みなと緑地 PPP 導入可能性調査

(1) 計画準備

本業務を行うに当たって目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。業務遂行にあたっての業務計画書及び工程表を作成する。

(2) 公民連携相談窓口及びトライアルサウンディングの評価・分析

官民連携手法の検討をする上での検証として、那覇港管理組合が昨年度実施した公民連携相談窓口での相談内容及び港湾緑地で実施しているトライアルサウンディングの評価・分析を行う。

(3) 民間事業者の参入意欲の調査

民間事業者に対し、みなと緑地 PPP を含む那覇港内での官民連携への参入意欲を調査する。

(4) みなと緑地 PPP 導入に当たっての検討

港湾法及び関連する条例に基づく PPP 導入への適用条件（使用目的の制限、使用料など）の確認を行うと共に導入する上での課題を整理する。

また、みなと緑地 PPP を実践していくためのプラットフォームの構築を検討する。

(5) みなと緑地 PPP 事業手法の検討

みなと緑地 PPP の事業スケジュール及び事業手法などを検討することに加え、みなと緑地 PPP の整備計画に必要な事業の範囲や期間、官民の役割分担のあり方について、エリア毎のコスト算出などを行い、地域性や事業者の状況を踏まえた方法を検討する。

また、併せてみなと緑地 PPP を実施する上での事業化プロセス（補助機関の設置、実施体制の構築、職員育成など）の検討を行う。

(6) 報告書作成

検討結果を整理し、報告書として取りまとめる。とりまとめ方法及び添付する資料については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(7) 打合せ・協議

打合せ・協議は、事前協議 1回、中間報告 2回、最終報告を 1回の計 4回とするが、必要な電子データ等については適宜監督員へ提供を行うものとする。

5 成果物

本業務における成果物は、「電子納品」と「紙」によるものとする。

1) 「成果物」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 1部提出しなければならない。

なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議の上決定するものとする。

この調査は、国土交通省の「令和 6 年度先導的官民連携支援事業」に関する支援対象となっております。

報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、分かりやすく整理してください。調査内容は事業毎にそれぞれ異なると思われませんが、報告書の取りまとめにあたっては、基本的な報告書フォーマットを添付しますので、これを参考にしてください。

また、調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応をお願いします。

なお、調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがありますので、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意してください。

※報告書フォーマットは以下の URL に掲載しています。

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_00066.html)

2) 「紙」による報告書は製本 3 部とする。

3) 納入場所

那覇市通堂町 2 番 1 号
那覇港管理組合企画建設部計画建設課

6 検 収

1) 本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7 一括再委託の禁止

1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2) 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

3) 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

- 4) 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当する時には適用しない。
- 5) 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる時は、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面内容を変更する場合も同様とする。
- 6) 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めた場合は、これに応じなければならない。

8 その他

- 1) 事業を実施するに当たっては、那覇港管理組合と協議して進めていくものとする。
- 2) 本業務の実施に必要な経験を有する業務管理担当者及び業務担当者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- 3) 本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。
- 4) 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、当局の許可なく他に流用してはならない。